

島根



平成17年 9 月30日 (火) 第 1,714 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目 次

 \bigcirc

| 規則 | |
|-------------------------------------|--------------------|
| 島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 | (建築住宅課) 2 |
| 告 示 | |
| 県政情報センター等設置運営要綱の一部改正 | (総 務 課) 3 |
| 町の区域の変更 | (市 町 村 課) 3 |
| 不当な取引行為の指定 | (環境生活総務課) 3 |
| 騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等の一部改正 | (") 7 |
| 振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等の一部改正 | (") 7 |
| 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正 | (") 7 |
| 悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準の一部改正 | (") 8 |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (高齢者福祉課) 8 |
| 知的障害者福祉法の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定 | (障害者福祉課) 8 |
| 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定の一部改正 | (農業経営課) 9 |
| 企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正 | (") 9 |
| 土地改良区の役員の退任 | (農村整備課) 10 |
| 土地改良区の定款変更の認可 | (") 10 |
| 土地改良事業計画書の縦覧 | (") 10 |
| 県営土地改良事業計画の決定 | (") 10 |
| 換地計画書の縦覧 | (") 11 |
| 土地改良事業計画書の縦覧 | (") 11 |
| 県営土地改良事業の工事の完了 | (") 11 |
| 保安林予定森林(2件) | (森林整備課) 12 |
| 島根県建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正 | (土 木 総 務 課) 13 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) 13 |
| 道路の供用開始 | (") 14 |
| 土砂災害警戒区域の指定 | (砂 防 課) 14 |
| 島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 | (審 査 課) 15 |
| 訓令 | |
| 島根県公印規程の一部改正 | (総 務 課) 15 |
| 島根県公文書管理規程の一部改正 | (") 16 |
| 特定調達公告 | |
| MRI画像診断システム調達及びメンテナンス業務に係る一般競争入札の実施 | (医療対策課) 16 |
| 教委規則 | |
| 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | (教育庁総務課) 19 |
| 教委公告 | |
| 平成18年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者選考試験の実施 | (高校教育課) 19 |

人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

21

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

22

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定

22

める規則の一部を改正する規則

漁調委告示

海面における定置漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会の開催

22

公布された条例等のあらまし

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第110号)

1 規則の概要

平成17年10月1日における浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村及び同郡三隅町の合併による浜田市の設置、大田市、邇摩郡温泉津町及び同郡仁摩町の合併による大田市の設置並びに鹿足郡柿木村及び同郡六日市町の合併による同郡吉賀町の設置に伴い、積雪荷重の表を改正することとした。(第11条の3関係)

2 施行期日

平成17年10月1日から施行することとした。

規則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第110号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則(昭和48年島根県規則第75号)の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項の表浜田市の項を次のように改める。

| | 旧浜田市の区域 | 0.68 | 20 | (L - 20) × 0.0036 + 0.68 |
|-----|---------|------|-----|----------------------------|
| | 旧金城町の区域 | 1.27 | 210 | (L - 210) × 0.0036 + 1.27 |
| 浜田市 | 旧旭町の区域 | 1.42 | 273 | (L - 273) × 0.0036 + 1.42 |
| | 旧弥栄村の区域 | 1.82 | 375 | (L - 375) × 0.0036 + 1.82 |
| | 旧三隅町の区域 | 0.57 | 11 | (L - 11) × 0.0036 + 0.57 |

第11条の3第1項の表大田市の項を次のように改める。

| | 旧大田市の区域 | 0.60 | 15 | (L - 15) × 0.0036 + 0.60 |
|-----|----------|------|----|---------------------------|
| 大田市 | 旧温泉津町の区域 | 0.69 | 26 | (L - 26) × 0.0036 + 0.69 |
| | 旧仁摩町の区域 | 0.60 | 4 | (L - 4) × 0.0036 + 0.60 |

第11条の3第1項の表温泉津町の項、仁摩町の項及び金城町の項から三隅町の項までを削り、同表中

| 柿木村 | · を | 士如町 | 旧柿木村の区域 |
|------|--------|-----|----------|
| 六日市町 | · Æ | 吉賀町 | 旧六日市町の区域 |

に改め、同表備考中「平成17年9月24日現

在」の次に「、浜田市のうち旧浜田市の区域、旧金城町の区域、旧旭町の区域、旧弥栄村の区域及び旧三隅町の区域、大田市のうち旧大田市の区域、旧温泉津町の区域及び旧仁摩町の区域並びに吉賀町のうち旧柿木村の区域及び旧六日市町の区域は平成17年9月30日現在」を加える。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

|--|

島根県告示第1,020号

県政情報センター等設置運営要綱(平成6年島根県告示第716号)の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2項の表川本地区県政情報コーナーの項中「、邇摩郡」を削り、同表浜田地区県政情報コーナーの項中「、那 賀郡」を削る。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

島根県告示第1,021号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、益田市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による益美地区県営中山間地域総合整備事業乙子上組・嵩工区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 益田市乙子町に編入する区域

| HT | 地番 | | | |
|--------------------------|----------------|--|--|--|
| 大草町 | 407 の一部 | | | |
| 及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部 | | | | |

(ただし、上記地番は、平成17年8月24日現在のものである。)

2 益田市大草町に編入する区域

| BT | 地番 | | |
|--------------------------|-------|--|--|
| 乙子町 | 46の一部 | | |
| 及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部 | | | |

(ただし、上記地番は、平成17年8月24日現在のものである。)

島根県告示第1,022号

島根県消費生活条例(平成17年島根県条例第47号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、不当な取引行為を次のとおり指定し、平成17年10月1日から施行する。

不当な取引方法の指定(昭和60年島根県告示第986号)は、廃止する。

平成17年9月30日

- 1 条例第16条第1号に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 商品の販売若しくは役務の提供(以下「商品の販売等」という。)の意図を明らかにせず、商品の販売等以外のことが主要な目的であるかのように告げ、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (2) 消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、執ように商品又は役務(以下「商品等」という。)の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (3) 商品等の品質、安全性、内容、取引条件等に関する重要な事項について、事実を告げず、又は不実のことを告げて 契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (4) 将来における不確実な事項について、断定的な情報又は判断を提供することにより消費者を誤認させて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (5) 商品等の品質、安全性、内容、取引条件等が実際のもの又は他の事業者により提供されるものよりも著しく優良であり、又は著しく有利であると誤認させるような言動又は表示(以下「言動等」という。)により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (6) 法令等により商品等の購入、利用又は設置が義務付けられていると消費者に誤認させるような言動等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (7) 自らを官公署若しくは公共的団体(以下「官公署等」という。)の職員であると誤認させ、又は官公署等の許可、 認可、委託等を受けていると誤認させるような言動等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (8) 事業者の氏名若しくは名称、住所その他の表示することが必要であると認められる事項(以下「氏名等」という。)を明らかにせず、若しくは氏名等を表示した書面を交付せず、又は虚偽の氏名等を告げ、若しくは他の事業者であると誤認させるような情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (9) インターネットを利用した電子商取引において、商品等の品質、安全性、内容、取引条件等が実際のもの若しくは他の事業者により提供されるものよりも著しく優良であり、若しくは著しく有利であると誤認させるような言動等をし、無償若しくは著しい廉価であると誤認させるような情報を提供し、又は不当に消費者の誤操作を誘発させることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (11) 威圧的な言動により心理的に不安な状態に陥れる方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (11) 消費者の意に反して、執ように、又は深夜、早朝等に住居、勤務先等に電話し、又は訪問する等消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (12) 消費者がその住居又は勤務先から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から退去しないで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (③) 消費者が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から退去させないで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (14) 未成年者、高齢者等の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、その者に不利益を与えることが明白な契約又は不利益を与えるおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (15) 消費者を集め、又は消費者が集まっている場所において、主たる販売目的以外の商品等を無償又は著しい廉価で提供することにより消費者の購買意欲をあおり、合理的な判断が困難な状態に陥れて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (16) 商品の販売等を行う目的で、無償又は著しい廉価で検査等をし、又は他の商品を提供することにより、消費者の心理的負担を利用して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
 - (17) 消費者の健康、財産、将来等に対する不安をことさらにあおり、消費者を心理的に不安な状態に陥れて契約の締結

を勧誘し、又は契約を締結させること。

- (18) 消費者の知識、経験、財産、収入等の状況に照らし、その者に不利益を与えることが明白な契約又は不利益を与えるおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (19) 消費者の年齢、職業、収入その他の契約を締結する上で重要な事項又は契約の締結に至る経緯等について、虚偽の 記載をするようにそそのかして契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- ② 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、執ように金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- ②1) 商品の販売等に関し、過去に消費者が関わった取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥れ、過去の不利益が回復できるように告げ、若しくは現在被っている不利益が拡大するかのように告げ、又は新たな不利益を被ることを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- ② 消費者からの要請がないにもかかわらず、又は消費者に冷静に検討する時間を与えず、執ように次々と商品等の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- ② 消費者に対し、商品等の供給に併せて他の商品等を自己又は自己の指定する事業者から購入するよう強制して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- ② 商品の販売等に関し、偽りその他不正の手段により取得した消費者の個人情報を不当に利用して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 2 条例第16条第2号に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 消費者に名義の貸与を求め、又は消費者の名義を無断で使用して、その意に反する債務を負担させることとなる内容の契約を締結させること。
 - (2) 商品等の購入に伴い、消費者の返済能力を超えることが明らかである信用の供与と一体をなした契約を締結させること。
 - (3) 消費者が当面必要としない過大な量の商品の販売又は不当に長期にわたって供給される商品の販売等に係る契約を締結させること。
 - (4) 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約解除に伴う精算金の定めについて、消費者に不当に高額又は高率な 負担を求める内容の契約を締結させること。
 - (5) 消費者からの契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効を主張する権利を不当に制限する内容の契約を締結させること。
 - (6) 事業者の債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵による損害賠償の責任を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵に係る補修責任を一方的に免責させる条項を定めた契約を締結させること。
 - (7) 消費者が意思表示をした事項と異なる事項を記載した契約書を作成して、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること。
 - (8) 契約に関する訴訟について、消費者に著しく不利な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させること。
 - (9) 信義誠実の原則に反して消費者の権利を制限し、義務を加重し、又は消費者の利益を一方的に害する内容の契約を締結させること。
- 3 条例第16条第3号に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 消費者、保証人その他法律上支払義務のある者(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく深夜、早朝等に、若しくは長時間にわたり、若しくは反復して住居、勤務先等に電話し、若しくは訪問する等の不当な方法を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (2) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、消費者等に金銭を調達させることにより、債務の履行を迫り、又は債務を履行させること。
- (3) 消費者等に対し、正当な理由なく消費者等に不利益となる情報を信用情報機関若しくは消費者等の関係人に通知する旨の言動等をし、又はインターネットその他の情報通信手段により不特定多数の者に流布する旨の言動等をして心理的な負担又は圧迫を与えることにより、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

- (4) 契約の成立又はその内容について消費者等が争っているにもかかわらず、その契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (5) 消費者等の関係人で法律上支払義務のない者に対し正当な理由なく電話し、又は訪問する等の不当な方法を用いて、執ように契約に基づく債務の履行に対する協力を要求し、又は協力させること。
- (6) 消費者等に対し、事業者の氏名等について明らかにせず、又は偽って、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (7) 履行期限が過ぎているにもかかわらず、契約に基づく債務を完全に履行せず、又は消費者からの債務の履行の督促に対して適切な対応をしないで、当該債務の全部若しくは、一部の履行を不当に拒否し、又は遅延すること。
- (8) 継続的に商品等を提供する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者に対する債務の履行を一方的に中止すること。
- 4 条例第16条第4号に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。
- (1) 消費者のクーリング・オフ(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第37条の2第1項、割賦販売法(昭和36年法律第159号)第4条の4第1項(同法第29条の4第1項及び第30条の6において準用する場合を含む。)、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第2項並びに第58条第1項、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和61年法律第62号)第8条第1項、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第17条第1項、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)第19条第1項、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号)第12条第1項、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成4年法律第77号)第59条第1項、不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第26条第1項並びに保険業法(平成7年法律第105号)第309条第1項の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。以下同じ。)の権利の行使に際し、これを拒否し、黙殺し、若しくは威迫し、又は事実と異なる情報若しくは消費者を誤認させるような情報を提供することにより、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- (2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。
- (3) 消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で、消費者の自発的意思を待つことなく商品を使用させ、又は役務を利用させて、契約の成立又は存続を強要すること。
- (4) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、法令上根拠のない手数料、送料、又は役務の対価等の支払いを要求して当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- (5) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等の方法により、契約の存続を強要すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出 又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等の方法 により、契約の成立又は存続を強要すること。
- (7) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張が有効 に行われたにもかかわらず、これらの事由によって生ずる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な 理由なく拒否し、又は遅延すること。
- 5 条例第16条第5号に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 販売業者等(商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。)の行為が 1 若しくは2 に掲げるいずれかの行為に該当することを知っていたにもかかわらず、又は与信に係る加盟店契約その 他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していればそのことを知ることができたにもかかわらず、与信契約等の 締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。
 - (2) 立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務に関する重要な情報を提供せず、又は事実と異なる情報若し

くは消費者を誤認させるような情報を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させること。

- (3) 与信が消費者の返済能力を超えることが明らかであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させること。
- (4) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払請求を拒否することができる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話をかけ、若しくは訪問し、又は消費者に不利益となる情報を信用情報機関に通知する等の方法により、消費者又はその関係人に債務の履行を迫ること。

島根県告示第1,023号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等(昭和62年島根県告示第312号)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1第2種区域の項指定地域の欄中「浜田市」の次に「(旧旭町の区域及び旧三隅町の区域を除く。)」を加え、 同表第3種区域の項指定地域の欄中「浜田市」の次に「(旧旭町の区域を除く。)」を加え、同表第4種区域の項指定地 域の欄中「浜田市」の次に「(旧旭町の区域を除く。)」を加え、同表備考第3号中「いう」を「いい、「旧旭町の区 域」及び「旧三隅町の区域」とは、平成17年9月30日現在のものをいう」に改める。

別表第2のb区域の項指定地域の欄中「浜田市」の次に「(旧旭町の区域及び旧三隅町の区域を除く。)」を加え、同表 c 区域の項指定地域の欄中「浜田市」の次に「(旧旭町の区域を除く。)」を加え、同表備考第3号中「いう」を「いい、「旧旭町の区域」及び「旧三隅町の区域」とは、平成17年9月30日現在のものをいう」に改める。

島根県告示第1,024号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等(昭和62年島根県告示第313号)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1第1種区域の項指定地域の欄中「浜田市」の次に「(旧旭町の区域及び旧三隅町の区域を除く。)」を加え、 同表第2種区域の項指定地域の欄中「浜田市」の次に「(旧旭町の区域を除く。)」を加え、同表備考第3号中「いう」 を「いい、「旧旭町の区域」及び「旧三隅町の区域」とは、平成17年9月30日現在のものをいう」に改める。

別表第2中「浜田市」の次に「(旧旭町の区域を除く。)」を加え、同表備考第1号中「いう」を「いい、「旧旭町の区域」とは、平成17年9月30日現在のものをいう」に改める。

島根県告示第1,025号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定(平成12年島根県告示第204号)の一部を次のように改正 し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

表Bの項当ではめる地域の欄中「大田市」の次に「(旧温泉津町の区域及び旧仁摩町の区域を除く。)」を加え、「旭町」を削り、「浜田都市計画臨港地区」の次に「及び三隅町岡見の一部の地域」を加え、「三隅町」を削り、同表Cの項当ではめる地域の欄中「浜田都市計画臨港地区」の次に「並びに三隅町岡見の一部の地域」を加え、同項中

| Γ. | | | _ |
|-----|-----|----------------------------------------|---|
| | 中電子 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに古志町、下古志町、芦渡町、 | |
| 出雲市 | | 知井宮町、白枝町、松寄下町及び高松町のそれぞれ一部の地域 | |
| | 三隅町 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに大字岡見の一部の地域 | |

出雲市 出雲市 知井宮町、白枝町、松寄下町及び高松町のそれぞれ一部の地域

に改め、

を

同表備考第2号中「いう」を「いい、「旧温泉津町の区域」及び「旧仁摩町の区域」とは、平成17年9月30日現在のもの をいう」に改める。

島根県告示第1,026号

悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準(平成17年島根県告示第318号)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1の表A地域の項地域の区分の欄中「浜田市」の次に「(旧旭町の区域を除く。)」を加え、同表B地域の項地域の区分の欄中「浜田市」の次に「(旧旭町の区域を除く。)」を加え、表備考第4号中「いう」を「いい、「旧旭町の区域」とは、平成17年9月30日現在のものをいう」に改める。

島根県告示第1,027号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|--------------|--------|--------------|--------------|----------------|
| 株式会社 アポロハイヤー | 訪問介護 | 株式会社 アポロハイヤー | 出雲市枝大津町22番地1 | 平成17年 9月14日 |

島根県告示第1,028号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の24第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を次のとおり 指定したので、同法第15条の31第1号の規定に基づき告示する。

平成17年9月30日

| 経営主体の名称 | 指定した 施設種別 | 施 設 の 名 称 | 施設の所在地 | 指 定 年月日 |
|------------|--------------|-----------|----------------------|----------------|
| 社会福祉法人 若幸会 | 通所更生 | わこうの里 | 八束郡東出雲町大字錦浜 583-3 | 平成17年 9月20日 |

島根県告示第1,029号

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定(平成15年島根県告示第19号)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

表浜田市の部に次のように加える。

| 旧都川村の区域 | 40アール |
|---------|-------|
| 旧黒沢村の区域 | 30アール |
| 旧岡見村の区域 | 30アール |
| 旧三保村の区域 | 20アール |
| 旧三隅町の区域 | 30アール |
| 旧井野村の区域 | 40アール |
| 旧大麻村の区域 | 30アール |

表大田市の部に次のように加える。

| 旧福浦村の区域 | 20アール |
|----------|-------|
| 旧福光村の区域 | 30アール |
| 旧温泉津町の区域 | 30アール |
| 旧湯里村の区域 | 30アール |
| 旧馬路村の区域 | 20アール |
| 旧宅野村の区域 | 20アール |
| 旧大国村の区域 | 30アール |
| 旧仁万町の区域 | 30アール |
| | |

表中温泉津町の部、仁摩町の部、旭町の部及び三隅町の部を削り、六日市町の部を次のように改める。

| 吉賀町 | 旧六日市町の区域 | 40アール |
|-----|----------|-------|
| | | |

表備考中「平成17年9月24日現在」の次に「、吉賀町のうち旧六日市町の区域は平成17年9月30日現在」を加える。

島根県告示第1,030号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱(平成15年島根県告示第789号)の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.6パーセント」を「年1.5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年9月30日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定(貸付利率に係る部分に限る。)は、平成 17年9月20日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金につ いては、なお従前の例による。

島根県告示第1,031号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

能義郡広瀬町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

沢田 忠明 安来市広瀬町奥田原1293番地

宇山 辰夫 安来市広瀬町石原464番地 2

島根県告示第1,032号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、周吉郡西郷町二本松土地改良区の定款変更を平成17年9月20日付けで認可した。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,033号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業主体名 | 事 | 業 | 名 | 縦覧に供する書類 の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-----------------|---------------|-------|--------|------------------|----------------|-------|
| 雲南市木次町土地改 良区 | 川上上地区区区 改良事業) | 画整理事業 | (非補助土地 | 土地改良事業計画 書の写し | 告示の日から21 日間 | 雲南市役所 |

島根県告示第1,034号

土地改良法 (昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

池田地区区画整理事業(県営経営体育成基盤整備事業)計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

大田市役所

島根県告示第1,035号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う悠YOUおおち東地区原田工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年9月30日から21日間

3 縦覧の場所

邑南町役場

島根県告示第1,036号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業主体名 | 事 | 業 | 名 | 縦覧に供する書類 の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-------|-------------|------|---------|------------------|----------------|--------|
| 奥出雲町 | 大谷地区区画野良事業) | 整理事業 | (非補助土地改 | 土地改良事業計画 書の写し | 告示の日から21 日間 | 奥出雲町役場 |

島根県告示第1,037号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年9月30日

| 事 | 業 | 名 | 完了年月日 |
|--------------------|-------------|---|------------|
| 千家地区区画整理事業(県営経営体 | 育成基盤整備事業) | | 平成17年3月7日 |
| 千家地区用排水施設事業 (県営経営 | '体育成基盤整備事業) | | 平成15年3月20日 |

| 金山地区農道事業(県営経営体育成基盤整備事業) | 平成17年3月18日 |
|----------------------------|--------------|
| 金山地区区画整理事業(県営経営体育成基盤整備事業) | 平成17年8月15日 |
| 金山地区用排水施設事業(県営経営体育成基盤整備事業) | 平成16年2月27日 |
| 神西地区用排水施設事業(県営ため池等整備事業) | 平成17年 3 月28日 |
| 砂川地区用排水施設事業(県営農業用水再編対策事業) | 平成17年9月20日 |

島根県告示第1,038号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町、邑智郡美郷町(以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,039号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡金城町大字上来原877

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字井野口175 - 2、口176、口755から口759まで、口769 - 1、口769 - 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに金城町役場及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,040号

島根県建設工事入札結果等閲覧規程(昭和57年島根県告示第648号)の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、知事が指定する建設工事に係る第2条第1号に掲げる書類にあっては、契約を締結した日から閲覧に供することができる。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行し、この告示による改正後の島根県建設工事入札結果等閲覧規程第4条第2項の規定は、同日以後に入札参加者の指名が行われる指名競争入札に係る指名業者名を記載した書類について適用する。

島根県告示第1,041号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年9月30日

| |)** FF - | | | 道 | 路 | の | 区域 | | | 管轄する地 | | |
|------------|----------|-------|-----------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|------------------|----------------|--------|--------|--------|--|
| 道路の 種 類 | | 路線名 | X | 間 | | 変更前 後の別 | 敷地の幅員 | 延 | 長 | 方機関の名称 | 備考 | |
| 県 | 道 | 三刀屋佐田 | 出雲市佐田町反辺字竹 田 ノ内949番1地先から | | 前 | メートル 3.40~ 6.00 | - | - トル 340.00 | 出雲土木建 | 道路改良工事 | | |
| 宗 | 냳 | 線 | 線 同町反辺字佃25 地先まで | =佃 2500† | 2500番 1 後 | | 11.00 ~ 47.00 | 6 | 340.00 | 築事務所 | 拡幅 | |
| | " | " | 出雲市佐田 番 2 地先か | | | 前 | 3.60 ~ 8.00 | 1 | 40.00 | " | 道路改良工事 | |

| ı | 1 | 10+44 = 7 | | | | l | 1 |
|---|---|-----------|----|--------|--------|----|---|
| | | 10地先まで | 14 | 3.80 ~ | 107.00 | 拡幅 | |
| | | | 後 | 30.00 | 137.00 | | |
| | | | | | | | |

島根県告示第1,042号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の 種 類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始 年 月 日 | 管轄する地 方機関の名 称 | 備 | 考 |
|---------|--------|------------------------------------------|-------------|----------------|---------------------|---|---|
| 県 道 | 三刀屋佐田線 | 出雲市佐田町反辺字竹ノ内949番1地先 から同町反辺字佃721番1地先まで | メートル 418.00 | 平成17年 9月30日 | 出雲土木建 築事務所 | | |
| " | " | 出雲市佐田町大呂3040番 2 地先から同 1419番10地先まで | 137.00 | <i>II</i> | " | | |

島根県告示第1,043号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
 - 松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊

秋鹿、秋鹿中学校、秋鹿町大谷、秋鹿町中組A、秋鹿町中組B、秋鹿町中組C、秋鹿町山中A、秋鹿町山中B、秋鹿東、相谷A、相谷B、相谷C、芦尾、穴形、井廻池南A、井廻池南B、井神A、井神B、井神C、井神D、井神E、井神F、井神G、井神I、井神K、井神L、井神M、井神N、井神O、井神P、五十田神社、一の倉、岩貝A、岩貝B、牛切A、牛切B、牛切C、牛切D、後谷、宇出池東、浦、扇谷池東、大川田池南、大倉、大塚A、大塚B、大塚C、大塚D、大野川東A、大野川東B、大野町山中A、大野町山中B、奥組A、奥組B、奥組E、奥谷A、魚瀬A、魚瀬B、魚瀬C、魚瀬D、魚瀬E、カジヤ池北、鎌田A、鎌田B、鎌田C、鎌田D、鎌田E、鎌田F、鎌田G、鎌田H、上岡A、上岡B、上組C、上組D、上組I、上根尾A、上根尾B、上根尾C、上根尾D、上根尾E、上根尾F、上根尾G、上根尾I、上根尾J、上寄A、上寄B、上寄C、上寄D、上寄E、上寄F、上寄G、上寄B、木雪B、木雪B、木雪E、上寄F、上寄G、上町下組A、古曽志町下組B、小谷池東A、小谷池東B、小畑A、小畑B、坂本、鷺目谷A、鷺目谷B、塩谷池南、下岡A、下岡B、下岡C、下岡D、下岡E、下岡F、下古志A、下古志B、下西A、下西B、下西C、下西D、下東、成相寺、成相寺東、丈夫谷池西、神宮北、森清神社南、陣山池南、荘A、荘B、荘C、荘D、荘E、荘F、大日堂南A、大日堂南B、高原池東、高山A、高山B、立蔵池北、立蔵池南A、立蔵池南B、常藤池南A、常藤池南A、常藤池南B、東林寺東、東林寺南、禿ノ前橋北、殿山A、寺津C、寺津D、寺津E、土居A、土居B、土居C、土居D、土居E、東林寺東、東林寺南、禿ノ前橋北、殿山A、

殿山B、殿山C、殿山D、殿山E、中川A、中川B、中川C、中古志A、中古志B、中古志C、中古志D、中古志E、中の村A、中の村B、中の村C、中の村D、灘組A、灘組B、灘西、灘東B、灘東C、灘東D、灘東E、灘東F、灘東牙、灘東G、名原A、名原B、名原C、名原D、名原E、名原F、鍋倉谷、新山、仁王門南B、西谷上A、西谷上B、西谷上C、西谷上D、西谷上E、西谷上F、西谷上G、西長江町上組A、西長江町上組B、西長江町中組A、西の谷A、西の谷B、西の谷C、西ノ村A、西ノ村B、西ノ村D、西ノ村E、西ノ村F、西ノ村G、西ノ村H、西ノ村I、西ノ村J、西ノ村K、西ノ村L、西ノ村M、西ノ村N、西ノ村O、西浜佐陀、野間A、野間B、野間C、畑谷、初崎池北、初崎池南、東長江町中組B、東長江中組C、東長江中組D、東長江中組E、東長江中組F、東の谷A、東の谷B、東の谷C、東村A、東村B、東村C、東村D、布川A、布川B、布川C、布川D、布川E、布川F、布川G、布川H、布川公民館西、布川公民館南、法幢寺東A、法幢寺東B、姥子谷池西A、姥子谷池西B、細原A、細原B、細原C、細原D、本谷A、本谷B、本谷C、本谷D、舞木A、舞木B、舞木C、舞木D、舞木E、舞木F、舞木G、舞木H、舞木I、松崎池西、円木池西、万才池西、万才池南A、万才池南B、三栗屋池南A、三栗屋池南B、峰垣B、峰垣B、峰垣C、六坊A、六坊B、六坊C、杢土池北、杢土池南A、杢土池南B、弥多仁神社東、山中C、山中公民館東A、山中公民館東B、山中公民館東C、横手A、横手B、余廻A、余廻B、余廻C、余廻D

(2) 土石流

秋鹿 A、秋鹿 B、秋鹿 C、秋鹿 D、秋鹿 E、秋鹿 F、秋鹿 G、相谷 A、相谷 B、相谷 C、相谷 D、相谷 E、相谷 F、朝日 J 下谷 A、朝日 J 下谷 B、井神西谷、井神東谷、一 J 井出谷、祝谷、牛切谷、漆ヶ谷川、大垣 A、大倉谷、大谷山中 A、大谷山中 B、大野川 A、大野川 B、大野川 C、大野川 D、岡本 A、岡本 B、岡本 C、岡本 D、魚瀬 B、カジヤ池谷、金廻谷、鎌田川、上大野 A、上組西谷、黒石谷 B、黒石谷 C、黒石谷 D、国司谷、古志 A、古志 B、古 曽志 B、坂口谷、荘成 B、荘成 D、荘成 E、荘成 J、荘谷、丈夫谷、成相寺谷、杣谷川、滝尻谷、垂水池谷 E、中組谷、鍋倉谷 A、鍋倉谷 B、西谷 A、西谷 B、西長江 A、西長江 C、西長江 D、西 J 谷西川、畑谷、東長江 A、東長江 G、東長江 H、東 J 谷川、布川東谷、本谷、三谷、女蛇谷、矢奥池谷、柳堀谷、矢 J 奥川、山中川、横手峠谷、綿打 西谷、綿打東谷

3 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は省略し、島根県松江土木建築事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。)

島根県告示第1,044号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成17年9月30日

| 11- | | | | 変 更 に 係 る 事 項 | | | | |
|----------|------|-------------|-------------|---------------|-----------|--|--|--|
| 指 年月日 | 指定番号 | 住所及び氏名 | 売りさばき場所 | 変 更 後 | 変 更 前 | | | |
| 1731 | | | | 氏 名 | 氏 名 | | | |
| 平成13年 | 958 | 浜田市殿町22番地(浜 | 浜田市殿町22番地(浜 | 浜田市交通安全協会 | 浜田那賀交通安全協 | | | |
| 4月1日 | | 田警察署内) | 田警察署内) | 会長 山根敏伯 | 会 会長 山根敏伯 | | | |
| | | 浜田那賀交通安全協会 | | | | | | |
| | | 会長 山根敏伯 | | | | | | |

| 訓 | 令 | |
|---|---|--|
| | | |

本 庁

地方機関

島根県公印規程(平成元年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1地方機関の長印の項公印管守者の欄中「邑智・邇摩」を「邑智」に改める。

別表第2中「及び邇摩郡」を削り、「並びに川本農林振興センター」を「及び川本農林振興センター」に、「、江津市 及び那賀郡」を「及び江津市」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

島根県訓令第21号

本 庁

地方機関

島根県公文書管理規程(平成13年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1 西部福祉事務所の項中「邇摩・邑智生活支援スタッフ」を「邑智生活支援スタッフ」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成17年9月30日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 入札概要

(1) 入札業務名

MRI画像診断システム調達及びメンテナンス業務

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 機器納入期限

平成18年3月31日

(4) メンテナンス業務期間

供用開始から5年間

(5) 機器納入場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院

2 募集選定方法

(1) 基本事項

事業者の募集、選定に当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札方式にて行うこととする。

なお、本事業は、WTOに基づく政府調達に関する協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令及びこれらの関係規定が適用されるものである。

(2) 審査の基本的な考え方

総合評価一般競争入札に係る審査は、まず入札参加資格を充たす者について基礎審査を行い、次に提案審査を行う。

なお、提案審査は、次のとおり実施する。

- ア 提案する金額に関する入札の実施
- イ 別に設置する「医療機器総合評価委員会」による提案内容審査 なお、提案内容審査に当たって入札参加者によるプレゼンテーションを実施する。
- ウ 提案内容審査は、別に定める「落札者決定基準書」に基づき実施する。
- (3) 落札者の決定方法

入札参加資格の確認及び基礎審査を通過した者で、提案審査において予め設定した予定価格の範囲内の入札価格であり落札者決定基準書に基づく提案内容審査においてもっとも優秀であると判断される提案をした者を落札者として決定する。

- 3 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等 (平成16年島根県告示第878号)に定める参加資格を有する者であること。
- (3) (2)の営業種目の医療機器について、A等級に格付けされている者であること。
- (4) 薬事法に基づいて、医療機器の販売業及び賃貸業の許可を受けていることを証明した者であること。

4 入札手続

(1) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

入札に必要な入札説明書、落札者決定基準書(以下「入札説明書等」という。)を次のとおり交付する。

- ア 交付期間 平成17年9月30日(金)から平成17年10月11日(火)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- イ 交付場所 島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ

住所 〒693 - 8555 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1

- (2) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成17年10月11日 (火)午前10時
 - イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1
 - ウ 備考 この入札に参加を希望する者は、当該説明会に参加しなければならない。

なお、当日は設置予定場所の見学も併せて実施する。

(3) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、入札説明書等に掲げる書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 平成17年10月28日(金)午後5時
- イ 提出場所 (1)イに同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は書留郵便で提出期限までに必着とする。

(4) 入札参加資格の確認及び基礎審査の実施

③により提出された書類により、入札参加資格の確認及び基礎審査を実施する。入札参加資格の確認及び基礎審査 の結果については、審査終了後通知する。

(5) 入札及び開札の実施

入札書の金額が予定価格の範囲内であるかどうかの確認を行う。

- ア 日時 平成17年11月17日(木)午前10時
- イ 場所 (2)イに同じ。
- (6) プレゼンテーションの実施

予定価格の範囲内の入札価格を提案した者について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションに参加しない入札参加者は失格とする。

- ア 日時 平成17年11月17日(木)午後2時
- イ 場所 (2)イに同じ。
- (7) 入札の延期等

入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると 認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った入札
- イ 所定の日時及び場所に書類が提出されない入札
- ウ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- エ 代表者が行った入札にあっては企業名及び代表者氏名の記入並びに押印、代理人が行った入札にあっては代理人の氏名の記入及び押印並びに企業名及び代表者氏名の記入を欠く入札
- オ 提出書類に虚偽の記載や不正行為をした者が行った入札
- カ 同一の入札について他者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者が行った入札
- キ 同一の入札に対し、2通以上の書類提出がなされた入札
- ク その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (9) 予定価格
 - ア 調達 196,318,500円 (消費税及び地方消費税を含む。)
 - イ メンテナンス 165,616,500円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (10) 入札費用の負担

入札参加者の提案に係る一切の費用については、すべて入札参加者の負担とする。

- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2 各号のNずれかに該当する場合は 免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院長から当該書類に関し、説明を求められた場合は、 それに応じなければならない。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 入札に関する問合せ先

島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ

担当者 宍戸、川合

住 所 〒693 - 8555 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1

電 話 0853 - 30 - 6430

FAX 0853 - 21 - 2975

- 6 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A complete set of Magnetic Resonance Imaging System; including repair and maintenance
 - (2) Desired Date of Delivery: March 31 2006
 - (3) Place of Delivery: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken
 - (4) A presentation time limit of documents: 5:00 PM October 28 2005
 - (5) Bid Tendering Date and Time: 10:00 AM November 17 2005
 - (6) Please tender all information to: C/O Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Tel 0853-22-6430

教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第26号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

校」に改める。

「旭町立市木小学校 「浜田市立市木小学校 別表第10中 を に、「同 北三瓶中学校」を 三隅町立井野小学校室谷分校」 同 井野小学校室谷分校」

「同 北三瓶中学校 「飯南町立志々小学校

同 井田小学校 」 温泉津町立井田小学校 」

「柿木村立」を「吉賀町立」に、「六日市町立朝倉小学校」を「同 朝倉小学校」に改める。

別表第10の2中「金城町立」を「浜田市立」に、「旭町立今市小学校」を「同 今市小学校」に、「六日市町立」を「吉賀町立」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

教育委員会公告

平成18年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成17年9月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

1 目的

この選考試験は、平成18年度島根県立学校の教育職員(実習助手)の採用候補者を選考するために行います。

2 募集職種、募集種別、職務の概要、試験の程度及び採用予定人員

| 募集職種 | 募集種別 | 職 務の 概 要 | 試験の程度 | 採用予定人員 |
|------|------|--------------------------|--------|--------|
| | 一 般 | 実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | | 1 名程度 |
| 実習助手 | 工 業 | 工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | 高校卒業程度 | 1 名程度 |
| | 農業 | 農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | | 1 名程度 |

- (注) (1) 採用予定人員は、変更する場合があります。
 - (2) 勤務場所は、島根県内の県立学校(高等学校、盲・ろう・養護学校)です。 なお、採用後は全県的な異動があります。

3 出願資格

- (1) 昭和46年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者
- (2) 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者

4 出願手続

- (1) 出願期間 平成17年10月7日(金)から10月20日(木)(必着)まで ただし、郵送の場合は、平成17年10月18日(火)消印有効とします。
 - (注) (1) 封筒の表に「教育職員(実習助手)選考試験願書在中」と朱書してください。
 - (2) 持参の場合の受付時間は、月~金曜日の9時~17時とします。(祝祭日は除く。)
- (2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高校教育課
- (3) 受験票は、10月20日(木)以降に郵送します。受験票が11月2日(水)までに届かない場合は、島根県教育庁高校 教育課に照会してください。

5 提出書類

| (1) 平成18年度島根県教育 | 様式1によること。 | |
|-----------------|-----------------------------------------------|------|
| 職員(実習助手)採用候 | (注) (1) 出願職種、種別を必ず記入すること。 | 1 13 |
| 補者選考試験願書 | ② 必ず写真を貼付すること。なお、受験票用に願書と同じ写真が | 1通 |
| | もう1枚必要です。 | |
| (2) 健康診断書 | 様式 2 によること。 | 1通 |
| (3) 自己アピール | 様式3によること。 | 1通 |
| (4) 連絡用封筒 | 封筒角形 2 号 (33.2cm×24.0cm) に330円分の切手を貼付し、郵便番号、住 | |
| | 所、氏名(「様」をつける。)を明記すること(封筒の口には両面テープを | 2 通 |
| | はること。)。 | |

(注) 受験票用の写真について 願書受付けの後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同 じ写真を貼付し、受験日には必ず持参してください。

6 選考試験

(1) 試験日及び試験場

期日 平成17年11月12日(土)、13日(日)

受付 午前8時20分から8時50分まで

場所 島根県立松江教育センター 松江市内中原町255-1

島根県立松江工業高等学校 松江市古志原 4 - 1 - 10

島根県立松江農林高等学校 松江市乃木福富町51

(連絡先)島根県教育庁高校教育課 TEL 0852 - 22 - 5411

(2) 試験内容

一般受験者教養試験、適性検査、面接試験、実技試験(パソコン操作)

工業・農業受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験(実習に関する実技試験)、専門教養試験

詳しくは、受験票送付の際に通知します。

7 選考結果通知等

(1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、採用候補者名簿に登載します。その結果は、平成17年11月30日(水)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。

あわせて高校教育課ホームページ (http://www.pref.shimane.jp/section/koukou/) に掲載します。

- (2) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。
- (3) 選考結果の情報提供を、試験不合格者のうち希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。
- 8 その他
- (1) 問合せ先

島根県教育庁高校教育課 0852 - 22 - 5411

- (2) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に 印を記入してください。後日、担当者が連絡します。
- (3) 給与

給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

| | 高校卒(満18歳) | 短大卒(満20歳) | 大学卒(満22歳) |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 初任給(円) | 147,400 | 160,800 | 187,700 |

(平成17年4月1日現在)

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第21号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

「鹿足郡六日市町大字七日市 「鹿足郡吉賀町七日市 別表第6中 を に、「大田市大代町大字大家」を「大田市大代町 安来市広瀬町西比田 」 安来市広瀬町西比田」

鹿足郡六日市町大字六日市

部川 「浜田市旭町都川 鹿足郡六日市町大字七日市 を に、 字井野」 浜田市三隅町井野」 鹿足郡六日市町大字朝倉

鹿足郡六日市町大字田野原

「鹿足郡柿木村大字福川

鹿足郡六日市町大字立河内 」

「那賀郡旭町大字都川 「浜田市旭町都川 大家」に、 を を に 那賀郡三隅町大字井野」 浜田市三隅町井野」 「鹿足郡吉賀町柿木村福川

鹿足郡吉賀町六日市

鹿足郡吉賀町七日市

に改める。

鹿足郡吉賀町朝倉

鹿足郡吉賀町田野原

鹿足郡吉賀町立河内

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第22号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 別表第15中「鹿足郡六日市町大字七日市」を「鹿足郡吉賀町七日市」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成17年9月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第23号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会 規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第45及び別表第46を次のように改める。

別表第45及び別表第46 削除

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

島根海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第 4 項の規定に基づき、次のとおり海面における定置漁業権に係る漁場計画案 に関する公聴会を開催する。

平成17年9月30日

島根海区漁業調整委員会会長 伊藤 裕

1 日時、場所及び案件

| 日 | 時 | 場所 | 案 件 | |
|-------------|--------|-------------|-------------------|--|
| 平成17年10月14日 | 13時30分 | 松江市朝日町590番地 | 定置漁業権に係る漁場計画案について | |
| | | 松江東急イン | | |

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧に供する書類の名称 漁場図、漁場計画案及び総合連絡図

(2) 縦覧の期間 平成17年9月30日から同年10月11日まで

(3) 縦覧の場所 島根県農林水産部水産課及び松江水産事務所